

勝御前に参りて、亥かぐのよし申たりければ、即直孝を御前に召れ、汝が申所尤なり、されども既に仰出されたれば易難し、猶是より後、憚る所なく申せと仰られしかば、直孝臣が申むね、然るべからずと思ひ候により、聞し召入られず候か、臣が言尤と思召なば、御用ひなからん事、仰とも覚え候はずと申されけるに、暫く御詞なかりければ、利勝臣既に年老ぬ、壯年の者直言を申候事、治世長久のもとに候、明日諸大名を召、掃部頭申旨尤なるにより、相とめらるべきよしを、仰有て然るべう候ものをと申されければ、台徳院殿則諫に従はせ給ひけり、其時直孝、臣が申旨用ひさせ給ひ辱き旨謝し奉りて退出せられけり、台徳院殿の諫に従はせ給ひし事、直孝の直言、美を盡せりと人申けり。

〔藩翰譜四中〕駿河殿忠長○徳川常の御行ひあらくしくましく、大相國家○秀忠の御心にも叶はせ給はぬ御事多かりしかば、土佐守成次日夜に心を苦しめ、或時は色を和らげ、教へ導き参らする事もあり、又ある時は顔を犯して諫め争ひ奉る事もあり、寛永二年正月十一日、青山大藏大輔幸成、大相國家の御使として、駿河殿の御館に行向ひ、駿河遠江を賜ひ、本領甲斐を合せて三箇國を領し玉ふべき旨を述べしに、駿河殿悦せ玉ふ御氣色もなく、又答へさせ玉ふ旨もなし、幸成は事がら悪しとや思ひけん、成次が方に向ひ、大國二つ參せらるゝのみにあらず、甲斐の國をも其儘に合せ領し玉ふべきとの事返すべくもめで度御事に候と賀し申ければ、殿忽に御氣色損じ、やあ大藏大輔、甲斐國元の儘に領する事、忠長が分に過ぬと思ふや、たまく天下の主の子弟と生れたらん身の、是程の國領せん事、何程の事あらんと、以の外に怒り玉ふを成次よきに申直して幸成をば返したり、其後御前に参りて、抑本朝は小國なれば、五畿七道を合せて、僅に六十餘州に分たれたり、君は相國の御子、將軍家光○徳川の御弟にてましませばこそ、それが甘分の一をば參らせたんなれ、なんぼう勇々しき御果報にてはましまさずや、夫に斯く少しも悦せ玉はぬ御事